

令和8年度（来年度） 東京都公立学校での教育実習について

令和8年度（来年度）の教育実習参加予定者のうち、東京都公立中学校・高等学校での実習を希望する学生は、下記に留意のうえ、「**教育実習希望者カード**」等の提出にかかる手続き（別掲示あり）とは別に、**6月30日（月）17：00**までに教育学事務部教務担当(edkyomu@edu.hokudai.ac.jp)へメールで実習希望の旨、申し出てください。

記

1. 申込条件について（①②いずれも該当する者のみ）

- ①高等学校卒業時まで東京都内に在住していた者。
- ②東京都公立学校教員採用候補者選考試験を受験予定の者。

2. 受付について

教育学事務部教務担当まで実習希望の旨、申し出ること。申込みには以下の情報が必要です。

【所属学部・学年・学生番号・氏名・出身校名】

【取得予定免許状の種類・実習希望期間（2週間 or 3週間）・実習希望教科】

6月30日までの実習希望の申し出とは別に、令和7年9月下旬を期限として、所属学部・大学院において教育実習希望者カード等申し込み書類の提出を受け付けますが、本件実習希望者はこの時に実習校が作成する「受入内諾書」の提出は不要となります（内諾書以外の書類の提出は必要です）。申し込み書類の配付や手続き方法の詳細については、別掲示「令和8年度（来年度）教育実習希望者カード等の提出について」でご確認ください。

なお、6月30日までに実習希望の旨を申し出た後、本件実習を辞退することは出来ませんので、十分に注意してください。

3. その他

すでに出身校へ個別に申込をし、内諾を得ている場合も、必ず申し出てください。大学から東京都教育委員会への申請が必要となります。

令和7年4月11日
教育学事務部教務担当

令和8年度（来年度） 札幌市立中学校での教育実習について

令和8年度（来年度）の教育実習参加予定者のうち、札幌市立中学校での実習を希望する者は、下記に留意のうえ、「教育実習希望者カード」等の提出にかかる手続き（別掲示あり）とは別に、5月30日（金）17：00までに教育学事務部教務担当(edkyomu@edu.hokudai.ac.jp)へメールで実習希望の旨、申し出てください。

記

1. 申込条件について

札幌市立中学校の卒業者であることが条件です。

したがって、札幌市立中学校の卒業者以外は、申し込むことが出来ません。札幌市立中学校卒業者以外の学生は、別掲示「令和8年度（来年度）教育実習について」により出身校等へ連絡をし、教育実習の内諾を得てください。

2. 受付について

教育学事務部教務担当まで実習希望の旨、申し出ること。申込みには以下の情報が必要です。

【所属学部・学年・学生番号・氏名・出身校名・実習希望教科】

5月30日までの実習希望の申し出とは別に、令和7年9月下旬を期限として、所属学部・大学院において教育実習希望者カード等申し込み書類の提出を受け付けますが、本件実習希望者はこの時に実習校が作成する「受入内諾書」の提出は不要となります（内諾書以外の書類の提出は必要です）。申し込み書類の配付や手続き方法の詳細については、別掲示「令和8年度（来年度）教育実習希望者カード等の提出について」で確認してください。

なお、5月30日までに実習希望の旨を申し出た後、本件実習を辞退することとは出来ませんので、十分に注意してください。

3. 教育実習校の決定について

期日までに申し出のあった希望者の情報を取りまとめのうえ、本学から札幌市立中学校長会へ「中学校実習希望者名簿」を送付し、そのうえで札幌市立中学校長会が実習校を決定することから、出身校での実習とはなりません。

令和8年度（来年度） 大阪市立中学校での教育実習について

令和8年度（来年度）の教育実習参加予定者のうち、大阪市立中学校での実習を希望する学生は、下記に留意のうえ、5月23日(金) 17:00【期限厳守】までに教育学事務部教務担当へメールで実習希望の旨を申し出てください(edkyomu@edu.hokudai.ac.jp)。

記

1. 大阪市立中学校で教育実習を希望する場合、実習を希望する学校に承諾を得る前段階として、大阪市教育委員会が開催する「教育実習事前研修」を受講することが必須の条件とされています。事前研修は今年度よりオンデマンドで実施します。事前研修の受講方法は申込みがあった方に別途お知らせします。
2. 今回申込をしなかった場合は、令和8年度に大阪市立中学校で教育実習を受講することは出来ません。

令和7年5月2日
教育学事務部教務担当

令和8年度（来年度） 京都市立学校での教育実習について

令和8年度（来年度）の教育実習参加予定者のうち、京都市立の中学校・高等学校での実習を希望する学生は、下記に留意のうえ、「教育実習希望者カード」等の提出にかかる手続きとは別に、6月13日（金）17：00【期限厳守】までに教育学事務部教務担当（edkyomu@edu.hokudai.ac.jp）へメールで実習希望の旨、申し出てください。

記

1. すでに学校へ個別に申込みをしている場合も、必ず申し出が必要です。今回手続きをしなかった場合は、令和8年度に京都市立学校で教育実習を受講することは出来ません。
2. 教育実習研修会がオンデマンドによる動画視聴にて開催されますので、必ず出席してください。研修会に参加していない学生の実習受入れは、許可されません。
※動画のURLや研修会資料等は、令和8年度の教育実習を申し込んだ大学のみにも通知される予定です。

令和7年5月2日
教育学事務部教務担当

令和8年度（来年度） 川崎市立中学校での教育実習について

令和8年度（来年度）の教育実習参加予定者のうち、川崎市立中学校での実習を希望する学生は、下記に留意のうえ、「教育実習希望者カード」等の提出にかか
る手続き（別掲あり）とは別に、8月25日（月）17：00までに教育学事
務部教務担当(edkyomu@edu.hokudai.ac.jp)へメールで実習希望の旨、申し出
てください。

記

1. 申込条件について（①②いずれも該当する者のみ）

- ①教育職員免許状の取得見込みであり、教職に就く意思のある者
- ②川崎市立中学校で教育実習を希望し、「教育実習に関する誓約書（第2号様式）」を実習校の校長に提出した者（誓約書については希望者に案内します。）

2. 受付について

教育学事務部教務担当まで実習希望の旨、申し出ること。申込みには以下の情報が必要です。

【所属学部・学年・学生番号・氏名・出身小学校・中学校名】

【取得予定免許状の種類・実習希望教科・実習希望校とその理由】

8月25日までの実習希望の申し出とは別に、令和7年9月19日を期限として、所属学部・大学院において教育実習希望者カード等申し込み書類の提出を受け付けますが、本件実習希望者はこの時に実習校が作成する「受入内諾書」の提出は不要となります（内諾書以外の書類の提出は必要です）。申し込み書類の配付や手続き方法の詳細については、別掲「令和8年度（来年度）教育実習希望者カード等の提出について」でご確認ください。

なお、8月25日までに実習希望の旨を申し出た後、本件実習を辞退することは出来ませんので、十分に注意してください。

3. その他

すでに出身校へ個別に申込をし、内諾を得ている場合も、必ず申し出てください。大学から川崎市教育委員会への申請が必要となります。

令和7年7月22日
教育学事務部教務担当

令和8年度(来年度) 江別市立中学校での教育実習について

令和8年度（来年度）の教育実習参加予定者のうち、江別市立中学校での実習を希望する者は、下記に留意のうえ、「**教育実習希望者カード**」等の提出にかかる手続き（周知済）とは別に、**9月19日（金）17:00までに**教育学事務部教務担当(edkyomu@edu.hokudai.ac.jp)へメールで実習希望の旨、申し出てください。

記

1. 受付について

すでに個別に学校へ申し込みをしている場合も、教育学事務部教務担当まで実習希望の旨、申し出ること。申込みには以下の情報が必要です。

【所属学部、学生番号、氏名、出身小学校・中学校名】

【取得予定免許状の種類、実習希望期間（2週間 or 3週間）、
実習希望教科】

今回の申し出を受けて、大学から江別市教育委員会へ受入の申請をします。期限までに申し出のない場合は、令和8年度に江別市立中学校で教育実習を受講することは出来ませんので、注意してください。

2. その他

江別市では、教育実習希望者の数により調整を必要とする場合は、市内小中学校卒業生を優先的に受け入れるため、市外小中学校出身者は受け入れが認められない場合がありますので、ご注意ください。

令和7年9月1日
教育学事務部教務担当